

八王子市みどりの基本計画の中間改定(素案)について

1 報告趣旨

八王子市みどりの基本計画(計画期間 令和2～11年度(2020～2029年度))について、計画期間の前半5年間の経過にあたり、みどりに関する社会情勢の変化を捉えた国等の動向や市を取巻く状況の変化を踏まえ、中間改定を行うこととした。ここで素案をまとめたことから、その内容について報告する。

2 報告内容

(1) 計画(素案)の内容

ア 計画の位置づけ

都市緑地法第4条の規定に基づく「緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本計画」で、「八王子市環境基本計画～八王子市生物多様性地域戦略～」及び「八王子市都市計画マスタープラン」を上位計画としている。本計画に基づき、市内のみどりの保全、緑化の推進及び都市公園の整備や管理などを図ることで、みどりを活かした豊かなまちづくりを推進することを目的としている。

イ 基本理念・基本方針等

(ア) 基本理念 みどりの機能を活かし、市民・事業者・行政の協働により次世代に継承する

(イ) みどりの将来像 自然とまちと人を結ぶ「みどりの環境調和都市」

(ウ) 基本方針 I <みどりの質の向上> みどりの活用により多彩なみどりの機能が発揮されたまちづくり

II <みどりの量の確保> みどりの確保による豊かな自然環境との共生

III <パートナーづくり> 幅広い主体によるみどりの活動推進と次世代への継承

ウ 中間改定の考え方及び主な改定内容

上位計画及び法令等（改正都市緑地法、環境基本計画、都市計画マスタープラン等）との整合を図るとともに、新たな視点を加味した施策の再構築を行う。

改定の視点と主な内容

基本方針	中間改定の視点	主な内容
I 質の向上	「生物多様性の保全」	・市の保全緑地などにおける自然環境調査の実施 ・大学や民間企業による「自然共生サイト」※認定取得促進 ・市の特徴を活かしたみどりの保全に対する普及啓発
II 量の確保	「民有地のみどりの保全」	・民有樹林地の管理促進 ・改正都市緑地法に基づく良質な緑地確保の民間取組の促進 ・市街化調整区域沿道における産業振興とみどりの管理
III パートナーづくり	「担い手の確保」	・民間や都との協働・共創により自然体験の機会を拡大 ・意欲に応じたステップアップの機会・情報の提供 ・団体間のネットワークづくりの促進

※自然共生サイト…国が認定する民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域

（２）計画素案及び説明資料

別添「八王子市みどりの基本計画（中間改定版）素案」及び説明資料のとおり

（３）パブリックコメントの実施

ア 期 間 令和６年（２０２４年）１２月１日（日）～令和７年（２０２５年）１月６日（月）

イ 周知方法 広報はちおうじ １２月１日号、市ホームページ

ウ 閲覧場所 環境保全課、市政資料室、市民部各事務所、各図書館、各市民センター、市ホームページ

エ 提出方法 郵送、ＦＡＸ、電子メール、環境保全課窓口への提出

（４）スケジュール

令和７年（２０２５年）２月 環境審議会への報告

３月 計画公表